

令和6年（モ）第20号移送申立て事件（基本事件・令和6年（ワ）第23号）

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

5 本件移送申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由等

別紙移送申立書記載のとおりである。

これに対する相手方の意見は、別紙移送申立てに対する意見書記載のとおり
10 である。

第2 当裁判所の判断

1 基本事件の概要

相手方は、申立人が相手方ら（相手方新潟県連を除く。）及び相手方新潟
県連の構成員の居住地域を被差別部落と特定しこれを複数の記事（以下「本件
15 各記事」という。）にしてインターネット上に公開したこと、相手方ら（相手方
新潟県連を除く。）の氏名をインターネット上に公開したこと等によって、相
手方ら等の差別されない権利やプライバシー権が侵害されたと主張して、①申
立人に対し、人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、本件各記
事の削除及びその掲載等の差止めを求めるとともに、②申立人及び申立外（基
20 本事件被告）示現舎合同会社（以下「申立外示現舎」という。）に対し、申立人
については民法709条に基づき、申立外示現舎については民法715条に基
づき、損害賠償金として相手方1人当たり220万円及びこれらに対する不法
行為の後（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合によ
る遅延損害金の連帯支払を求めている。

25 2 検討

(1) 基本事件の土地管轄は、義務履行地（民事訴訟法5条1号）として相手方

らの住所地を管轄する新潟地方裁判所並びに申立人及び申立外示現舎の普通裁判籍（同法4条1項）の所在地を管轄する横浜地方裁判所にあるというべきである。

- 5 (2) 申立人は、不法行為に関する訴えは「不法行為があった地」（同法5条9号）であるサーバー設置地を管轄する横浜地方裁判所に訴えを提起するのが原則であると主張する。

しかし、サーバー設置地が「不法行為があった地」に当たるか否かはともかく、本件各記事を閲覧した地は「不法行為があった地」に含まれ得るし、
10 そもそも、上記(1)のとおり、相手方らは、基本事件の訴えの提起を、義務履行地を管轄する新潟地方裁判所と申立人及び申立外示現舎の普通裁判籍を管轄する横浜地方裁判所のいずれにすることもできるのであって、「不法行為があった地」の管轄裁判所に訴えを提起するのが原則であると解すべき理由はない。

- 15 (3) 申立人は、申立人の住所のある神奈川県から新潟地方裁判所まで出頭する必要があるところ、その出頭に要する費用・時間、出頭のための休業の必要等において過度の負担を強いられると主張する。

しかし、相手方ら（相手方新潟県連を除く。）も基本事件の手續に毎回出頭する旨の意向を示していることに照らせば、基本事件を横浜地方裁判所に移送しなければ当事者間の衡平を害することとなるものとは認められない。

- 20 (4) 申立人は、基本事件を横浜地方裁判所に移送した場合でも、民事訴訟法87条の2に定める方法による口頭弁論期日における手續遂行や同法204条に定める方法による証人尋問等を行うことが可能であるから、相手方らの負担が過大になることはないとも主張する。

しかし、申立人が主張するような方法での口頭弁論期日における手續遂行
25 や証人尋問等が適切か否かは現時点では明らかでない。

- (5) その余の申立人の主張を踏まえても、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事

者間の衡平を図るために基本事件を横浜地方裁判所に移送するのが相当とは認められない。

3 結論

以上によれば、本件移送申立ては理由がない。

令和6年5月13日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 坂 本 浩



裁判官 高 橋 千



裁判官 高 橋 健



(別紙)

当事者目録

神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

申立人 (基本事件被告) 宮 部 龍 彦

5 新潟県新発田市住吉町 2-3-31

相手方 (基本事件原告) 長 谷 川 サ ナ エ

新潟県胎内市桃崎浜 691-55

相手方 (基本事件原告) 小 池 武 志

新潟県村上市平林 2010-1

10 相手方 (基本事件原告) 小 池 ユ リ 子

新潟県上越市北本町 4-3-9

相手方 (基本事件原告) 部落解放同盟新潟県連合会

(以下「相手方新潟県連」という。)

同代表者執行委員長 長 谷 川 均

相手方ら代理人弁護士 河 村 健 夫

同 近 藤 正 道

同 和 田 光 弘

同 上 野 祐

同 細 野 希



15